



ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者ではないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 過去に本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績を有する者であること。

(9) 共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に 2 以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～キに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員の数が 3 を超えない者であること。

イ 構成員が上記(1)～(7)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ウ 構成員のうち 1 以上の者が上記(8)に掲げる要件を満たしている者であること。

エ 別紙参考 1 に示された、3. 1 1 ふくしま追悼復興祈念行事実施業務共同体協定書（以下「共同体協定書」という。）により共同体の協定書を締結している者であること。

オ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

カ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。

キ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

#### 4 業務の仕様

別紙参考 2 の「3. 1 1 ふくしま追悼復興祈念行事実施業務委託仕様書」のとおりです。

## 5 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年10月16日（水）
質問受付期限	令和6年10月23日（水）17時まで
参加申込書の提出期限	令和6年10月28日（月）17時まで
企画提案書提出期日	令和6年11月7日（木）17時まで
書面審査	令和6年11月8日（金）（予定）
審査会（プレゼンテーション）	令和6年11月12日（火）（予定）
審査結果の通知	令和6年11月13日（水）（予定）
委託候補者との仕様協議、契約締結	令和6年11月14日（木）以降

## 6 手続き等に関する事項

### (1) 実施要領等の入手方法

実施要領、提出書類様式等については、福島県企画調整課のウェブページ「企画調整部入札情報」

（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>）からダウンロードして入手してください。

なお、下記12「担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）」でも配付します。郵送等での配付は行いません。

《ウェブページへのアクセス》

「福島県」トップページ右側のメニュー項目「福島県の情報」の「入札情報」

→「その他入札公告/公募型企画プロポーザル公告」の「入札公告等」の「企画調整部」⇒『企画調整部入札情報』

### (2) 質問の受付

不明の点がある場合の質問については、以下により受け付けます。

#### ア 受付期間

令和6年10月23日（水）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

質問書（様式第1号）により、下記12宛てに、電子メール、FAX、持参又は郵送により提出してください。（※電話による質問は受付いたしません。）

電子メール、FAX、郵送とも発信した旨を必ず電話でお知らせください。また、提出期限の日時までに到着したものを有効としますので、持参又は郵送による場合は、御留意願います。

#### ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県企画調整課のウェブページ「入札情報」（上記(1)と同じウェブページ）に回答書を随時掲載するとともに、企画調整課（下記「12担当課」参照）においても配付します。

### (3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

#### ア 提出期限

令和6年10月28日（月）17時（必着）

#### イ 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第2号）
- (イ) 法人等の概要（様式第3号）
- (ウ) 実績として記載した業務の内容が確認できる書類等
- (エ) 共同体である場合、共同体協定書の写し

#### ウ 提出方法

下記12宛てに、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「3. 11 Fukushima追悼復興祈念行事実施業務委託 公募型プロポーザル参加申込書の提出」とし、電話で送信した旨お知らせください。

#### エ 参加資格の確認

企画調整課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年10月31日（木）までに電子メールで通知する。

## 7 企画提案書等の提出について

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年11月7日（木）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

企画調整課（下記「12 担当課」参照）へ郵送又は持参すること。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時～17時までとします。

### (3) 提出書類

- (ア) 業務内容に関する提案書（任意様式）
- (イ) 実施スケジュール（任意様式）
- (ウ) 業務実施体制（任意様式）
- (エ) 担当者経歴書（様式第4号）
- (オ) 見積書（任意様式）

### (4) 提出部数

8部

### (5) 企画提案の内容

本業務において企画提案を求める内容は次の事項です。

#### ア 総括事項

- ① 「犠牲者の追悼」及び「復興に向けた思い」により重きを置いた各イベントの演出及び運営手法

②本行事全体に一体感を持たせ、より訴求力のある企画及び発信手法  
(広報用チラシ・ポスターデザインの提案を含む。)

③その他、本行事の趣旨を十分に踏まえながらも、経済的な企画提案

#### **イ 東日本大震災追悼復興祈念式**

①式典会場内の祭壇・装飾のイメージ及び座席配置などのレイアウト

②出演者、来賓及び一般来場者等を含む出席者の導線

③式典の司会者の提案

④インターネットでのライブ配信など、国内外へ広く発信するための  
手法

#### **ウ オンライン献花**

オンライン献花の企画提案及び効果的な周知・広報手法

### **(6) 企画提案書の作成に係る留意事項**

企画提案書は、次の事項に留意して作成してください。次の事項(様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさ等の指定)が守られていない場合は、当該様式に係る評価項目について、守られていない事項の部分を評価しません。

#### **ア 共通事項**

(ア) 任意様式のものを除き、上記(3)で指定する様式で作成すること。

(イ) 提案書に記載する文字の大きさは、次のとおりとする。

・任意様式のもの：11ポイント程度

#### **イ 業務内容に関する提案書(任意様式)**

(ア) 上記(5)に示した企画提案の内容について、具体的に記載すること。

(イ) 文書を補完する図表、写真等を使用し、分かりやすく記載すること。

#### **ウ 実施スケジュール(任意様式)**

(ア) 業務実施スケジュール、業務実施上の配慮事項等について簡潔に記載すること。

(イ) 文書を補完する図表、写真等を使用し、分かりやすく記載すること。

#### **エ 業務実施体制(任意様式)**

(ア) 担当者的人数、配置及び業務分担について記載すること。

(イ) 文書を補完する図表等を使用し、分かりやすく記載すること。

#### **オ 見積書(任意様式)**

(ア) 人件費、直接経費、旅費交通費等を含む、業務に要するすべての経費を計上し、業務内容ごとに区分して積算すること。

(イ) 提出いただいた見積書は、プロポーザル評価項目の一つとするほか、業務委託料の積算の際の参考とします。

## **8 企画提案書を失格等とする事項**

### **(1) 失格又は無効**

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合

- イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合  
なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんので御注意ください。(特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんので御注意ください。)
- エ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- オ 見積書の金額が上記2(4)に記載した予算額を超過している場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク 下記10(3)審査会(プレゼンテーション)当日に出席しなかった場合。  
ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- ケ その他本要領又は福島県が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

## (2) 辞退

参加申込書(様式第2号)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

## (3) 費用負担

提案書作成・提出、プレゼンテーションなど、プロポーザルに要する経費は、参加者の負担となります。

## (4) その他

- ア 参加者は、参加申込書(様式第2号)の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された提案書等は、返却しません。
- エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。

## 9 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表1「プロポーザル評価項目及び評価基準表」のとおりです。

## 10 提案書の審査及び委託候補者の選定

### (1) 審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、福島県はこれを総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定します。審査は非公開で行います。

### (2) 書面審査

提案書は、上記9に定める評価基準（プレゼンテーションを除く）に基づき、審査員が評価採点を行う。その点数を合計する方法により得点を算出して、上位3社程度を審査会対象者として選定します。

なお、提案書の提出が3社以内の場合、書面審査では上記7(3)に掲げる必要書類の確認及び8(1)に掲げる提案書の失格等の事項に該当していないかの確認のみを行うものとします。

審査の結果については、プロポーザル参加者全員に通知します。

### (3) 審査会（プレゼンテーション）

選定された審査会対象者は、提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施し、上記9に定める評価基準に基づき、審査員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点を参考に、審査会が、委託候補者及び次点の者を選定します。

審査の結果は、審査会参加者全員に通知します。

#### ① 開催日時及び場所（予定）

- ・日時 令和6年11月12日（火）※日程の詳細は別途通知いたします。
- ・場所 福島県庁内（福島市杉妻町2番16号）

#### ② プレゼンテーションの所要時間

- ・20分間の説明と10分程度の質疑応答を実施予定。

#### ③ プレゼンテーションに係る留意事項

ア プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、別途通知します。

イ 審査会対象者が審査会場に入室できる人数は4名までとします。

ウ プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をしていただくこととし、新たな資料の配付は認めません。

#### ④ その他

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

## 11 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と福島県が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様を確定し、契約を締結します。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は上記 1 1 (1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は予算額を超えないものとします。

**(3) その他**

ア 委託候補者とは、随意契約により手続きを進めていくこととなります。もし、上記 8 (1)の無効に該当する場合（提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

イ 委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴取した見積書が予算額（上記 2 (4)）を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

**12 担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）**

福島県企画調整部企画調整課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話：024-521-8627

FAX：024-521-7911

E-mail:tsuito@pref.fukushima.lg.jp